

出稼ぎ労働と小作経営

—越後頸城地方を例として—

高 沢 裕 一

【要約】 新潟の頸城平野地方を素材として、幕末・維新时期における出稼ぎ労働の存在形態および小作経営との結合の状態を具体的に考察する。頸城平野は米作農業以外にめぼしい産業がなく、豪雪に蔽われた永い冬をもつ米作単作地帯であるが、ここでは一九世紀にはいる頃に寄生地主制が体制的に成立し、出稼ぎ労働もきびしい領主的規制のもとで同じ頃に一般的に形成されてくる。この出稼ぎ労働はもっぱら小作経営から放出された。小作農家は一方で小規模な農業経営をいとなみ、他方で二、三男などの農業余剰労働力を関東地方などへ出稼ぎ人として放出し、それによつて口べらしと貨幣収入をはかつていた。出稼ぎ労働は米作単作、農業経営の小規模性、物納小作料の納入などの特殊諸条件のもとで、小作経営に不可分に結びついている農業外雇労働の特殊形態である。

俗に「越後名物、大地主・米搗・遊女」といわれたように、米作単作地帯の新潟は近世後期から今次の農地改革まで寄生地主制の発達した地域であったとともに、いちぢるしい出稼ぎ人の輩出をいまま一つの特徴とする地域であつた。江戸の俚諺に「頼まれれば越後からでも米搗ぎにくる」というが、こうした出稼ぎを中心とする農民

離村現象は江戸時代からみられたものである。米作農業が最大の産業で、「越後の馬鹿雪」とか「踏むな電線、落ちるな屋根へ」といわれるほど雪の多い新潟では、ながい冬の農閑期に関東地方などへ出稼ぎに行くことがさかんであつたが、そのほか農繁期にも村をはなれているもの、何年も行き先に滞在するものもみられ、また出稼ぎ先に住みついてしまったものや一家をあげて転住してしまうものもある。また職種も米つきにかぎらず多種にわたつており、新潟に

かぎつていえば越後杜氏（三島杜氏、刈羽杜氏、頸城杜氏）は有名であり、「越後屋根屋と雁がねは秋に來りて春かえる」といわれた屋根葺をはじめ大工、木挽、石工、黒鍬や北海道ニシン場稼ぎ、そのほか下男・下女奉公が多かつた。特殊的には西蒲原郡角田村の「毒消丸」の女行商人、同郡月潟村の角兵衛獅子があつたが、一般に單純労働ばかりでなく多少の技術をともなつた出稼ぎ労働も多かつたのである。

こうした種々の形態での一時的あるいは永久的離村・脱農化現象は、幕末期には「他国稼」「旅出稼」あるいは出稼ぎ先がおもに関東地方であつたことから「関東稼」などと総稱されているが、それを放出する農家は寄生地主制のもとでは小作人であつた。小作農民は家族労働によつて小規模な米作農業を經營し地主に米納小作料を納める一方で、その農業余剩労働力を出稼ぎ労働として放出することによつて口べらしと貨幣収入をはかつていたのである。もつとも、永久的離村形態などは、とくに金銭的仕送りのないかぎり過剩人口のたんなる放出であるが、たとえ数年を経てもいずれ帰村する者や、とくに冬季農閑期の出稼ぎは農業余剩労働力の一時的放出ともにとその収益化を目的としたものと考えることができる。また農繁期中の出稼ぎと農閑期だけの出稼ぎとは、その労働力が農業へも投入できるか否かという点で區別されねばならないであらう。この區別は

いささか機械的にすぎるが、一応の予想ないし注意点として指摘しておこう。

さて、ここでは幕末・維新期の新潟における出稼ぎ労働の具体的存在形態と形成過程をしらべるのであるが、とくに新潟米作単作地帯の農業構造（寄生地主制との関連面に重点をおいて考えることにする。当面の素材として越後頸城地方をとりあげ、とくに岩手村をおもな例としてあつかうことにしよう。なお補助的に三島郡の二か村も考察する。考察の順序は、まず明治初年の戸籍類によつて當時の出稼ぎの存在形態と、農業構造との関連をしらべ、つぎにさかのぼつて出稼ぎの形成過程を領主や村役人（＝地主）の対応・規制のなかでたどり、また寄生地主制の成立との関係について考えることにする。なお、江戸時代にあつては農民の離村・脱農は不法行為としておこなわれることが多かつたので、史料的にくわしい実態はとらえにくい。そのためにここでの考察もいさおしい推測が多くなるざるをえないが、不十分な点はのちの機会におきなうことにしたい。

二

A まず明治初年における頸城地方の出稼ぎの概況を、高田の好古の人庄田直道が編記した『頸城郡誌稿案』（高田市立図書館庄田文庫）から引用して示そう。文中の犀浜・柿崎周辺とは頸城平野北部の日本

海沿岸であり、松ノ山郷は東頸城の山間部、西浜七谷は直江津・糸魚川間の西頸城の谷あいと海岸の村々で、大崎郷、板倉郷は平野南部の新井周辺から東へかけての山麓から平場の村々である。

出稼

総て海岸村落ハ勿論漁業ナレト俣浜就中柿崎駅ノ者ハ関東稼キトテ男女共十五六歳ニ至リ関東ニ行カサルモノハ伍ヲ為サ、ル位ナリ、多クハ酒屋ニ雇ハレ極メテ無能ナルハ米搗ヲ為スアリ、是等ハ何レノ頃ヨリ初リシヤ文化ノ度ヨリ漸次盛大ニ赴キ畢ニ彼ノ地ニ足ヲ止メ店ヲ開ク者多ク其除沢郷里ニ及ヒ漸次俣浜ハ面目ヲ改ム、是レニ亞クハ松ノ山郷ニテ茲ハ女ハ稀レニテ壮年ノ男子十月田ノ頃ヨリ翌年三四月ノ頃マテ出稼キシ米搗若クハ石灰焼上武地方ニテハ之ヲ肥料ニスルナリニ従米酒造雇ハ稀レナリ、其数殆ント毎戸一名位金ヲ得ル事平均老入六七両明治十二三年頃ハ平均十七八円乃至二十円ナリシ由同郷ノ金融ハ殆ント旅稼金ヲ以テスルト云フモ可ナリ、又西浜七谷ヨリ

関東筋へ米搗トシテ出稼スルモノ多シ
一、大工木挽ノ冬働ハ関東或ハ信務稀レニハ会津地方へ出稼キスルアリ、而シテ関東ハ多ク二三年若クハ四五年モ継続シ幾分カ修業ヲ兼スルモノ、如シ、而シテ此輩ハ大崎郷板倉郷等ヨリ多ク出ル

一、是等旅稼ヨリ帰ルトキハ身元相応ノ土産譬へハ手拭風呂敷ノ類ヲ親戚知己へ配ルノ風アリ

この引用文から高田・直江津周辺農村をのぞく頸城地方一帯に出稼ぎ労働が非常に普及していたことがわかる。おもに関東地方へ出かけて行き、職種は酒造職人、米搗、大工、木挽、石灰焼などで、しかも大よそ「郷」を単位とした範囲で職種に地域的特徴があるようにみうけられ、もつともさかな柿崎あ

第1表 寄留・出稼人放出農家

郡 村 名	年 代	村戸数	うち、寄留・出稼人を放出する農家							寄留・出稼人数
			合計	全戸	5人	4人	3人	2人	1人	
中頸城郡岩手村	明治5年	26戸	19戸	2戸	1戸	2戸	3戸	4戸	7戸	43人
三島郡雲出村	" 7年	117	44	2		1	4	17	20	83
三島郡七日市村	" 5年	127	35	1			2	5	27	46
	" 7年	127	35			2	3	9	21	56

備考 1 史料。岩手村は明治5年「柏崎県頸城郡岩手村戸籍」および「第七大区八小区ヨリ他管轄江寄留御届」(文部省史料館佐藤家文書)。雲出村は明治7年「新潟県管轄第四大区小九区戸籍之八」、七日市村は明治5年「柏崎県管轄第八区戸籍」、明治7年「新潟県管轄第四大区小九区戸籍之五」(いづれも三島町日吉支所文書)
2 雲出村と七日市村は同年にかぎらず、10年代までに1人が二度以上離村する例も記されているのでそれらをつくめた史料にあらわれたかぎりの延人数である。

たりでは、米つきに行くのは無能なもので多くは酒造雇などの技術をともなつた労働に就き、大崎・板倉郷の大工・木挽稼ぎも修業をかねているらしい。ともかく一軒に一人平均の出稼ぎを出し、あるいは男女とも一五〜一六歳になつて関東稼ぎに行かねば一人前とみとめられないというほど盛行した出稼ぎは、それを放出する農家にとつて貨幣収入の主要な途となつている。

この史料は冬季出稼ぎを中心のべているが、つぎに明治初年の戸籍類に「寄留」としてあらわれる者について考察しよう。この「寄留」者は一年以上離村者や転住者、永久的離村者で、季節の出稼ぎをふくまないと考えられる。① こうした寄留・出稼ぎの輩出状況をみるために、まず第1表をかかげる。岩手村の寄留・出稼人放出農家一九戸は村戸数の七三%にあたる。雲出村は三七%、七日市村は二七・六%で岩手村ほどではない。また寄留・出稼人の一戸当り平均は岩手村一・七人、雲出村〇・七人、七日市村明治五、七年とも〇・四人で、岩手村は離村者のかなり多い村である。こうした村の平均値のなかで、農家ごとにその放出の度合がちがつている。一戸の農家から最高五人を放出するものもあり、二人ないし三人を出す例もめずらしくない。そして他方ではまったく寄留・出稼人を出さない農家もある。こうした農家ごとのちがいをしらべるために、岩手村について農業構造をかんとんにしらべ、寄留・出稼ぎが小規

模な小作経営から特徴的に放出されていることをあきらかにしよう。

第2表は岩手村各農民の農業経営と家族労働力の状態をしらべたものであるが、耕作反別のうち1文吉の規模は実際には一町歩にみたないことがわかっているので、これを修正すれば村には一町歩未満の経営ばかりで、こうした規模は家族労働をこえるものではなかつたと考えられる。また四反未満の経営は地主と自作に二人つつのほか24福次郎がいるが、自作農民の規模が小作農民のそれより小さくてすむのは小作料を納める必要がないためであり、福次郎は家族七人のうち五人が離村して脱農寸前の農家である。また無作層にあたる25徳四郎と26丹次郎は留村せず全戸寄留者である。こうして一般小作農民は四反〜九反余の似寄つた規模に集中している。それに対して持高は分解がいちぢるしく、とくに1文吉(佐藤家)は二一町ちかくを集積して、大多数の農民は無高ないし極小高持となつている。岩手村の農業構造は地主と小作のほとんど全一的な関係特徴とし、持高の極端な分解に対して経営の分解はほとんどみられないのである。またこの村の産業は3松太郎が鍛冶職をいとなむほかはすべて農業だけで、その農業は米作一本やりであつた。岩手村の全耕地にしめる田地の比率は当時九〇・三%におよんでいる。中頭城郡全体は田地率七二・六%(明治一六年『新潟県統計書』)であるが平野部にかぎればさらに高い比率になるであろう。

第2表 岩手村農民の耕地と人口

明治 3 年				明治 5 年		
農家名	耕作反別(推定)	持高反別	地主, 自・小作別	家族 在村 労働力	寄留・ 出稼	稼
	町 畝 歩 2. 16. 29	町 畝 歩 20. 83. 26	地 主	人 4	人 4	人
1 文吉	38. 20	2. 62. 13	地 主	5	4.5	
3. 松太郎	21. 26	1. 23. 23	地 主	9	5.5	
4 安太郎	83. 10	43. 23	自 作	6	4.5	
5 七郎次	39. 27	39. 27	自 作	6	4	
6 友七	32. 24	21. 26	自 作	10	2	1
7 儀八	90. 14	5. 14	小 作	8	3.5	3
8 伝四郎	80. 00		小 作	7	4.5	1
9 権平	80. 00		小 作	6	5	1
10 長八	75. 14	5. 14	小 作	5	3	
11 半八	70. 00		小 作	6	3	2
12 作次	65. 14	5. 14	小 作	9	3	4
13 忠太	60. 00		小 作	9	2.5	4
14 仁三郎	60. 00		小 作	5	2.5	
15 彦八	60. 00		小 作	7	4	1
16 重平	60. 00		小 作	5	2.5	2
17 由太郎	60. 00		小 作	5	3	1
18 吉五郎	60. 00		小 作	6	4	1
19 丑太	60. 00		小 作	5	2	2
20 与八	60. 00		小 作	7	3.5	3
21 万藏	60. 00		小 作	7	1.5	3
22 万吉	50. 00		小 作	4	2	1
23 勘八	40. 00		小 作	6	2.5	2
24 福次郎	20. 00		小 作	7	1	5
25 徳四郎			(全戸寄留)	4		4
26 丹次郎			(全戸寄留)	2		2
合 計	15. 44. 28	25. 92. 00		160	77.5	43

備考 1 史料は明治3年「越後国頸城郡岩手村戸籍」、明治5年「柏崎県頸城郡岩手村戸籍」および「第七大区八小区ヨリ他管轄江寄留御届」(文部省史料館佐藤家文書)。

2 エタ2戸, 社人1戸, 入作2戸をのぞく。また屋敷高, 山高をのぞく。

3 耕作反別の推定および自・小作区分の基準については, 堀江英一編著『幕末・維新の農業構造』所収の拙稿参照。なお, 質取・質出反別の掲出は省略し, 農家番号11は質取地をもつため自小作であるが, ここでは小作とした。

4 面積をしめす数値はすべて, 検地帳上の公的・形式的数値である。

5 在村労働力は15~30歳を1人, 10~14歳と61~65歳を0.5人として計算した。

第3表 岩手村の家族労働力

階層	戸数	耕作反別	労働力			寄留・出稼による労働減少率	1戸平均労働力	在村労働力	村労働力
			在村労働力	寄留・出稼	合計				
地主	3	2.77.15	14	0	14	0.0%	4.7	19.25	
自作	3	1.56.01	10.5	1	11.5	8.7	3.5	14.26	
小作	8~10反	3	2.50.14	13	5	18	27.7	4.3	19.08
	4~8反	14	8.40.28	39	26	65	40.0	2.8	21.17
	4反未満	1	20.00	1	5	6	83.3	1.0	20.00
	合計	18	11.11.12	53	36	89	40.4	2.9	20.23

備考・第2表より作成

米作専業で寄生地主制がいちぢるしく発達した岩手村の寄留・出稼人はほとんど小作経営から放出され、小作経営のほとんどが寄留・出稼人を放出している。寄留・出稼ぎは小作経営に特徴的である。しかし同じ小作経営でもその放出度にちがいがある。それを第3表についてみると、まず家族労働力の寄留・出稼ぎによる減少率は地主はゼロ、自作は八・七%で小作は四〇・四%であるが、小作経営のうち耕作規模に応じてその率に大差があり、八反一〇反二七・七%、四反八反四〇%、四反未満八三・三%となつている。つ

まり小作経営に特徴的な寄留・出稼ぎは、そのなかで耕作規模の小さなものにより特徴的なのである。こうして寄留・出稼人を放出したあとの在村農業労働力の一戸当り平均は、地主が四・七人、自作が三・五人に対して耕作規模としてはそれより小さくない小作経営は二・九人といちばんすくない。だから在村労働力一人当り耕作反別は地主二反弱、自作一反五畝弱、小作二反余となつているが、そのうち地主の数値はさきのにべたように佐藤家の耕作反別を修正して、かりに最大限一町歩耕作とみれば一人当り一反一畝余となるから、つまり小作人が二反たがやすところを、地主は一反あまり、自作は一反五畝たがやせばよいわけである。また小作経営のなかでは一戸当り農業労働力は八反一〇反四・三人、四反八反二・八人、四反未満一人となつており、その一人あたり耕作反別が一反九畝から二反一畝余で規模の大小にかかわらず大体おなじであることは、耕作に最少限必要なだけの農業労働力を村にのこし余剰労働力をむだなく放出したことを示している。なお小作農民であつて寄留・出稼人を放出しない二戸（第2表10長八と14仁三郎）は在村労働力数がその属する階層の平均程度ないしそれ以下のものである。

こうして寄留・出稼ぎは農業余剰労働力の放出であり、それは米作一本やりでその他の産業の展開のみられないこの地域では小作経営規模の零細性と、さらに地主による小作料取取によつて必然化さ

第4表 岩手村の寄留・出稼人

農家番号	人名	年齢	戸主との続柄		行先	職	種
			男	女			
6	きゆ	33		二女	上州高崎宿	商 備	業
7	みとし	57		妹	" 厩橋宿	雑 業	
"	よ留	43		妹	武州深谷宿	" "	
8	か作	20	二男	養母	" "	酒 造	業
9	か作	53			上州厩橋宿	雑 業	
"	か作	25	二男		武州大宮宿	商 備	業
11	ぎな	56		長女	上州沼田宿	雑 業	
"	な	39		四女	" 大田宿	" "	
12	八吉	60	弟		武州川越宿	" "	
"	富忠	52	二男		" 春野宿	" "	
"	清吉	25	三男		上州宮崎村	(市川惣吉方)	
"	金八	22	三男		" 高崎宿	商 備	業
13	やせ	44	長男		" "	雑 業	
"	せ弁	31		嫁	" "	" "	
"	吉治	39		長女	東京小川町	" "	
15	吉蔵	31	三男		上州富岡町	" "	
16	と蔵	36	長男		" 数沢村	酒 造	業
"	藤さ	54	長男	妹	常州下妻宿	雑 業	
17	丈吉	29	長男		上州箕輪村	(土屋徳兵衛方)	
18	市吉	24	六男	妹	" 高崎宿	雑 業	
19	新吉	20	弟		" 藤岡町	(樹屋方)	
"	仁太郎	40	長男		常州北条村	雑 業	
20	も九郎	21	長男		上州高崎宿	大沢屋備	
"	彦万	27	長男	長女	" 厩橋宿	(土屋方)	
"	米吉	24	二男		" "	商 備	
21	番吉	21	戸主		" 境宿	(近江屋方)	
"	作太郎	54	兄		" 小出村	雑 業	
22	清五郎	41	兄		常州下妻宿	酒 造	
23	き次郎	25	長男		武州新町	雑 業	
"	福次郎	56	弟	二女	常州下妻宿	" "	
24	な吉	26	戸主	妹	上州高崎宿	" "	
"	新吉	32	叔父		東京麻布	" "	
"	重徳	48	叔父		下野鹿沼宿	酒 造	
"	四郎	42	叔父		下総水海道宿	雑 業	
25	くさ	38	戸主		常州下妻宿	" "	
"	丹次	51	長男	妻	上州厩橋宿	" "	
"	な	43		長女	" "	" "	
"	丹次	10	長男		" "	" "	
26	な	5	戸主	姉	" "	" "	
"	な	46			" 高崎宿	酒 造	業
"	な	49			相州横浜	雑 業	

備考 1 史料は第1表に同じ。 2 農家番号は第2表に同じ。
3 職種の空欄は不明。

れた現象であると考えることができ、なお以上の検討の対象は転住者や通年離村者にかぎられていたから、このうえさらに冬季農閑期の出稼があつたわけである。雪が多く裏作のできない永い冬、つまり米作単作という特殊条件が、この特殊な労働形態を生みだしたといえよう。

ところで小作料は周知のごとく現物納米納であつた。そのため

小作人は農業面では唯一の生産物である米を換金する機会がほとんどないかまたはごく少なかったと思われるが、他方では農具や金肥、また米作專業化の条件のもとは米と少々の自給用の野菜などのほかの衣食住の必需品を購入しなければならぬ。こうして小作人は家計の金銭的補充の意味をもつて農業外地域外で、とくに一時的・回帰的離村形態で労働力を放出していると考えられる。永久的

第5表 寄留・出稼ぎ先

行き先	岩手村 (明治5)	七日市 (明治5)	雲出村 (明治7)
	上野国 常陸 野総 海国 武東 下野 越後 下横北越不	27 6 5 2 1 1 1	19 5 3 2 17
合計	43	46	56

備考・史料は第1表におなじ。

離村・転住者も郷里への金銭仕送りをすれば同じであるが、そうした点で出稼ぎ一般は余剰労働の放出とともに、その収益化を目的としたものであるといえよう。

B これまで寄留・出稼ぎ一般を農業構造の特徴との関連からとらえて検討したが、つぎに寄留・出稼ぎの個別的内容をしらべよう。

第4表は岩手村の寄留・出稼人一覧表であるが、ここから行き先、年齢、男女、戸主との続柄、および多少不確実だが職種について個別に知ることができる。以下三島郡の七日市、雲出両村の場合もくわえて検討しよう。

行き先別(第5表) 三
カ村とも上野国へ行く者が
だんぜん多いことが共通し
た特徴である。しかし村ご
とに少しづつちがいがあり、
岩手村は全員が関東諸国へ
行っているが、七日市、雲
出両村には北海道へ行く者
もあり、雲出村では一五人
をかぞえるのに七日市村は
二、三名である。また町場・

宿場へ行く者が多いことも特徴である。第4表岩手村では四三人のうち三八人が宿・町を寄留先とし、なかでも既橋(前橋)一〇人、高崎八人、下妻五人などにとくに集中している。七日市村は明治七年戸籍では住所不明の一六名をのぞく四〇人のうち二二人が町場に逗留し、上州戸鹿新町に五人、大間々町に四人を数える。雲出村明治七年戸籍では三人の住所不明者をのぞく五二人のうち四五人までが町場に住み、とくに前橋に一八人、札幌に一四人がいる。そして前橋では板屋町太田市次郎方に四人、諏訪町井上栄吉方に二人、同町中沢藤松方に二人の同村出身者がやとわれており、札幌でも中西吉之丞方に五人いる。また上州富岡町寄留の四人は全員伊勢屋太郎方となつているなど。このように村によつて集中的寄留地があり、かつ村によつてそれがちがうのは、知己の寄留先を頼つて出稼人が後続したためであらうし、それが総じて町場・宿場に集中しているのは、そこに就職と貨幣取得の機会がより多かつたからであらう。

職種別 この点は史料的にあいまいである。第4表岩手村では「雑業」と記された者が二四人をかぞえるがその具体的内容はわからない。「商傭」や奉公人と思われるものが一〇人ほどと「酒造」五人がいる。雲出村は六九人までが職種が記されていない。七日市村明治七年戸籍では二十七人だけが判明するが、農、工、商九人づつとなつており、工のうち職種が具体的に記されたものは材木業三人、

第6表 寄留・出稼人の年令別・男女別構成

年令別	岩手村(明治5)			七日市村(明治5)			雲出村(明治7)			明治7年現在	明治8年以降離村
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
50歳以上	5	4	9	7	1	8(7)	14	4	18(13)	15	3
40 "	6	3	9	7	2	8(8)	12		12(4)	9	3
30 "	5	5	10	6	2	9(4)	13	7	20(5)	12	8
20 "	10	3	13	11	2	13	17	2	19	7	12
10 "		1	1	6	1	7	3	4	7	1	6
10歳未満	1		1					1	1	1	
不明				1		1(1)	4	2	6(1)	1	5
合計	27	16	43	38	8	46(15)	63	20	83(23)	46	37

備考1 史料は第1表におなじ。

2 カッコ内の数字は、うち、「行衛不知」、「脱籍永尋」と註記のあるもの。

木挽三人、大工一人である。以上のかぎりで見ると岩手村では酒造稼ぎ、七日市村では木挽、材木師が特徴的な技術的労働であったと思われるが、岩手村は頸城杜氏の輩出地域に属しており、七日市村では三島郡日吉支所での聞き取り調査(一九五九年七月)でも同じ回答を得ているので、まずまちがいないであろう。もつとも量的には農商家などの奉公人が多かったであろうと予想される。諸種の奉公人などの比較的単純な労働を共通の職種と

し、酒造、木挽その他の比較的技術を要する労働に地域的特徴をもつて出稼人が放出されていると考えられる。

年齢別(第6表) 三カ村の年齢別合計をみると二〇〜三〇歳台の寄留・出稼人が多いが、それ以上の壮・老年層の数も比較的多いことが注意される。そのわけをしらべるために一つの操作を加えよう。七日市、雲出両村合計欄のカッコ内の数字は史料に「行衛不知」「脱籍永尋」と註記のある人数で、すべて旧藩時代に離村したままの者であるが、かれらは当時みな三〇歳以上である。こうした永久的離村者を合計からのぞけば、つまり近年の離村者にかぎれば年齢別構成は二〇代により厚くあらわれることになる。いま一つ雲出村戸籍で明治七年現在の離村者と明治八年以後の離村者を分けてみると、前者は壮・老年層の数が多く、後者は二〇代を中心とする年齢に集中的にあらわれている。また永尋、行衛不知の者も村をはなれた年齢はもつと若かつたわけであるから、寄留・出稼人の離村年齢は一般に青年時代であるということが出来る。そして出稼ぎ先に何年も滞在する者がかなりいるために、特定の年代の構成をみると壮・老年層にも厚くあらわれるのである。

男女別(第6表) どの村でも男が多いが、女のしめる割合は七日市村より雲出村、雲出村より岩手村が多く、寄留・出稼ぎのさかな村ほど女の出稼ぎがふえる傾向がうかがわれる。もつとも女は三

第7表 寄留・出稼人の戸主との続柄

続柄	岩手村(明治5)		七日市村(明治5)		雲出村(明治7)	
	人	人	人	人	人	人
妻嫁男	5	8	16	13	25	12
主男・三娘	8	5	9	5	5	7
兄弟姉妹	7	6	2	2	22	5
兄弟姉妹縁者	1	11	3	4	3	16
父母	1	2	6	6	19	3
計	43	46	83			

備考・史料は第1表におなじ。

はさぎにみた壮・老年層が転住者であったことと考へ合せて、かつての二三男・娘が今の兄弟姉妹・叔父・母となつてもいぜんとして寄留・出稼人であることを示すものといえよう。また戸主とその妻、長男とその妻の離村がかなり多いのは全戸寄留戸がふくまれている

○歳以上に多いことが特徴で(それらは戸籍上結婚していない)若い層の出稼ぎはまだ一般化していないと思われるが、後述(第9表)のことから岩手村で当時この程度まで女性が離村していることは出稼ぎの発展の一定度の高さを示すものと考えられる。

続柄別(第7表) 戸主との関係で区別したが、「二三男」「娘」「兄弟」「姉妹」「叔父母・縁者」は総称としての「二三男」に属するものであり、寄留・出稼ぎはこの「二三男」によつて担当されていることが特徴的である。そのなかでの二三男・娘と兄弟姉妹および叔父母は総じて『二三男』の年齢別の差と考えることができるが、兄弟姉妹と叔父母の数が第7表に比較的多くあらわれているの

るためもあるが、長男でも家をつぐまでは二三男と同じく出稼ぎし、戸主本人とても村をはなれるほど出稼ぎが小作農民に不可欠のものとなつていて示すといえよう。

ところで、われわれの史料では出稼ぎ期間はほとんど不明であるが、雲出、七日市村戸籍の追記をひろつてみると二度以上離村者につきの様な例が知られる。

- 1 仁作(二男) 明治八年(二三歳) 東京。同一〇年上州。同一四年不明。
- 2 徳藏(弟) 明治七年(二八歳) 熊谷県。同一一年群馬県。
- 3 浅次郎(弟) 明治六年(二四歳) 東京桜井方。同九年上州。同一三年東京細野方。
- 4 清八(戸主) 明治六年(四八歳) 上州林方。同九年上州伊藤方。
- 5 みい(清八妻) 明治六年(四五歳) 清八と同所。同九年上州町田方。

〔雲出村明治七年戸籍〕

- 6 せき(三女) 明治九年(一三歳) 上州井上方(姉一九歳とともに)。同一一年上州飯塚方。
- 7 与三治(弟) 明治九年(三〇歳) 札幌。同一五年函館。

8 鶯三(二男) 明治七年(三三歳) 上州神藤方。同一二年上州近藤方。

9 与七(弟) 明治八年(二二歳) 上州井上方。同一二年上州佐藤方。

少数の例であるが大体二、三年から五、六年程度で一つの勤め先をおえるものようである。そして二度、三度と離村するものは清八とその妻の例をのぞいてすべて『二・三男』であることが注意される。このほか関東や北海道のおそらく出稼ぎ先へ「送籍」(「寄留」でなく)になつた例は七日市村に七件、雲出村に一件が知られるが、それはすべて『二三男』層であり、その年齢別構成は五〇歳台二人、四〇歳台四人、三〇歳台七人、二〇歳台三人、一〇歳台二人となつて、三〇~四〇歳台の壮年層に多い。また雲出村戸籍には「帰村」の追記が七件あるが、二男が一件あるほかは戸主二件、長男三件、父一件である。こうして農業余剩労働力としての二三男青年層は季節の出稼ぎや数年間にわたる出稼ぎに行き、なかには二度、三度と村をはなれて実家へ貨幣収入をもたらすのである。しかしかれらは養子にでもなるほかには村で一戸の農業経営をもつこととはのぞめないのだから、壮年に達するといずれ叔父・叔母と同じくどこか他國に仕事を得て住みつくのである。

以上で明治初年の戸籍類を素材とした出稼ぎの存在形態の検証を

終えたが、ここで知りえたことを一応まとめよう。

出稼ぎ人を輩出する地域は、米作単作地域でほかに余業の展開はみられず貨幣労働を雇備するめぼしい産業は存在していない。唯一最大の産業である米作農業は圧倒的な寄生地主制のもとにあつて、小規模経営をいとなむ小作人は米納小作料の存在によつて農業面¹地域内では商品貨幣市場からきりはなされていた。そして雪にとざされたながい冬の期間があつた。

こうした特殊の諸条件のなかで出稼ぎ労働が形成されている。出稼ぎは何十里もはなれた関東地方などの他國へ日雇奉公その他に出かけて行く特殊な労働形態であるが、それは地域内での他産業の欠除によるものであり、出稼ぎは小作経営から、とくにより零細な規模の小作経営からより多く放出されるが、それは米作農業における寄生地主の現物小作料取取と小作経営の零細性によるものである。出稼ぎはこうした小作経営にとつて余剩労働力の放出であるとともに、その収益化²貨幣取得による家計補充の意味をもつものであつた。

このように一方で小さな農業経営をいとなみ他方で出稼ぎ労働をおこなう小作人は、範疇としては「貧農」に属するものであるが、その出稼ぎ労働部分を担当する主力は農業余剩労働力としての『二三男』(二三男・娘・兄弟姉妹・叔父母)であつた。『二三男』は青年時代には総じて一時的・回帰的離村形態をとつて出稼ぎしている

が、壮年期にもなると「寄留」ではなく「転籍」する傾向を示す。出稼ぎ先などで職を得て一人立ちするのであろう。これに対して戸主や長男（嗣子）は出稼ぎの盛行のなかで比較的多く離村しているが、本来自家の農業経営を守る者であるから帰村するのがつねであった。こうした出稼ぎの期間は長短さまざまであるが、数多くみられ、かつ本来的な形態は一時的・回帰的離村であつたと思われる。なかでも冬季出稼ぎがながい冬をもつこの地域の特徴的形態であると考えられる。もつとも、転住性のつよい例もかなりみられ、なかには全戸離村も少数例があるが、これは地主制下の農業から排除された余剰労働力であると考えられる。ただそれもまた離村形態で脱農化することが地域的特殊性を示している。

① たとえば岩手村明治五年「第七大区八小区ヨリ他管轄江寄留御届」ではすべてその年の十一月までの期限をかぎつて届けているが、それは形式的なものにすぎず実際の離村期間は不明である。ただ明治五年岩手村戸籍に記載された「寄留」者三三名をこの寄留届で照合すると、すべてが二月に離村し十一月に帰村する形式になつており、これは事実上通年離村を意味すると考えられる。だから戸籍にあらわれる「寄留」者には季節の出稼ぎは記入されていないと思われる。また右の寄留届には同年の戸籍作成後に離村した一〇人が知られるが、これらも八月、九月ないし一〇月に離村して同年十一月に帰村することになつ

ており、実際の帰村予定年月とは考えにくいし、また冬季出稼ぎ人であると断定することもできない。こうして総じて「寄留」者は一年以上離村者または転住者を指すもので、冬季出稼ぎは含まないと理解しておいてさしつかえなからう。

② 佐藤文吉家の手作り規模は同家の「万書留帳」では幕末・維新时期には穫稲数は大体七百束（千束以内で、これは実面積にして一町歩あるかなしの規模と推定される。第2表の数値は換地帳上の登録面積であるから、もつとすくなくあらわれるはずである。それが二町歩余と推算されているのは、居村持高を入作農民に貸付けている分を差引いてないためである。

③ われわれの史料では出稼ぎ先の労働状態について知ることができないので、出稼ぎ労働の性格は確定できない。しかし藤田五郎氏（『近世封建社会の構造』ほか）、庄司吉之助氏（『明治維新の経済構造』ほか）、井上定幸氏（『近世期農村奉公人の展開過程』）ら諸先学の研究によれば、越後からの出稼ぎ人が多数福島信達地方や関東地方の養蚕業地帯に入り込み、「豪農」や富農の経営のもとに一年季奉公人、短期奉公人、日雇として雇傭されていることがわかる。井上氏によれば年季奉公人、短期奉公人も給金は日割計算されているという。

三

ここでは、明治初年の時期に前節でみたような存在形態をしめす

小作人の出稼労働が、一八〇一―一九世紀を通じて一般的に形成されてくる過程をたどることにしよう。まず一八世紀前期の農民層分解のなかで発生した出稼労働がきびしい領主的統制のもとで不法行為として展開する様子をしらべ、つぎにそれが寄生地主制の段階的形成と結びついて一九世紀以降広汎に形成されることを考えよう。

A まず頸城地方における出稼労働の年代は、管見のかぎりでは享保期までさかのぼらせることができる。その一つの史料は上美守郷青野村へあてた享保一〇年の「法度条々」(『中頸城郡誌』第一巻三五四―八頁)で、全三五条の第一六条に「一、領内之者他所へ奉公ニ出候刻ハ郡奉行迄相違差函次第に致すべし、并商等他国江出候節も可相断事」と、農民の他領奉公を指して届出制をまもるよう命じている。なお第二一条には「一、欠落者有之ハ其五人組仲間より急度可尋出事」とあり、欠落もみられたことがうかがわれる。いま一つは岩手村佐藤家文書(『文部省史料館蔵』)にのこされた農民の他領奉公に関する一通文書では享保一九年が初見であることによる(第8表参照)。当時はもちろん広汎にみられたわけではなからうが、後年の一般的形成の初発段階として、おそくとも享保期を措定することができるであろう。

頸城地方では、享保期は農業面での一大変動期である。有名な頸城質地騒動がしめすように、当地域では質地関係を通じて地主の土

地集積が急速にすすみ、その集積地は質取主によつて手作りされたため、多くの農民が土地の所有(保有)権ばかりでなく耕作権も失なつて農村内では働こうにも働く手段がなく、またしたがつて質地請戻しのための元金と利子をかせぎ出す手立てがなく、ついに享保七年の「質流禁止令」を契機として騒動をおこし、まず耕作権を質出人の手に帰し、その上で漸次元利を返済して所有(保有)権も買ひもとすよう要求したのである。ここでは土地喪失農民の多くが農業余剰労働力として農村内部に滞留していることが特徴であるが、かれらが生きてゆくかぎりそうした危機的狀態を脱するため一方で質地騒動を生起するとともに、一部ではさきにもたように欠落者として、あるいは出稼ぎ人として農村をはなれ脱農化して行つたと考えられる。この欠落と出稼ぎは離村・脱農化現象は当時の農民層分解の特徴的一形態であつたと考えられる。そして欠落・出稼ぎがまだ一般化していない段階であつたために農業面での矛盾がすどくあらわれ質地騒動という激化した闘争形態を生じたと考えられる。さてその後も出稼ぎがつづいてみられたことは岩手村の諸史料からうかがうことができる。まず第8表は岩手村の地主佐藤家文書にのこされているかぎりでの欠落ないし出稼ぎに関する一通文書を示したものである。事例に年代的な片寄りがあり、宝暦期に多いのは当時佐藤家が大肝煎をつとめていたためである。出稼ぎはその後ま

第8表 岩手村佐藤家文書にあらわれた離村状況

離村年月	離村人名	文書内容	行先	文書日付
1 享保19年1月	岩手村徳兵衛	五ヶ年所根限証文	上州商奉公	享保19年3月
2 2月	浅右衛門	〃	江戸表商奉公	〃
3 寛保2年1月	曾兵衛	〃	江戸表奉公	寛保2年2月
4 延享4年11月	善助	旅先病死届 (出奔人)	江戸表	寛延4年3月
5 12月	狸平村吉三郎	出奔のところ帰村願	上州厩橋奉公	〃
6 寛延2年2月	岩手村清左衛門・庄吉	所証文		〃 2年2月
7 宝暦2年3月	黒岩村いち	出奔のところ帰村願		宝暦3年9月
8 4月	次助	〃	伊勢・京都・善光寺	〃
9 3年1月	関右衛門	出奔届	(行衛不知)	宝暦3年1月
10 4年	下灰庭村座頭八代一他1名	鍼治稽古願	江戸米山檢校方	4年4月
11 4年4月	芋嶋村又左衛門	出奔届	(行衛不知)	5月
12 12月	半兵衛	〃	(〃)	12月
13 〃	只右衛門	〃	(〃)	〃
14 6年4月	黒岩村太兵衛	〃	(〃)	6年5月
15 7年12月	芋嶋村四郎	〃	(〃)	8年2月
16 12月	狸平村与兵衛	出奔のところ帰村願	上州前橋奉公	9年
17 8年2月	甚七	〃	〃	10年8月
18 4月	上金原村禪門浄心一家6人	出奔届	(行衛不知)	8年5月
19 13年12月	源左衛門	〃	(〃)	14年4月
20 明和1年	岩手村宅右衛門	旅出日料稼=付一札		明和1年12月
21 4年1月	芋嶋村元右衛門他4名	帰村遅延につき届 出日延願(出奔人)	松平越中守家中奉公	5年2月
22 天明6年1月	岩手村庄次郎	出奔のところ帰村願		天明8年7月
23 8年5月	エタ女房・娘	出奔届	(行衛不知)	〃
24 6月	冬藏	奉公稼=付帰村延期願	江戸馬喰町	〃
25 寛政1年5月	留右衛門	出奔届	(行衛不知)	寛政1年8月
26 文化13年	よの	飯盛奉公に売られ候=付取戻願		文化14年12月
27 文政5年7月	五兵衛他3名	関東隊願一札		文政5年7月
28 天保12年10月	甚左衛門他8名	〃		天保12年10月

備考 1 史料、文部省史料館佐藤家文書。
 2 年代不明の1例をのぞく、明治元年以降をのぞく。
 3 「行先」欄の空白は史料的に不明のもの。

すますさかんになるから、第8表にあらわれたのはその一部分にすぎない。そのかぎりて二八の例をみると、離村はほとんど事前の届出なしに出奔・欠落のかたちでおこなわれていることが指摘でき、

離村者の処置は年代をこととして五カ年所根限証文を作成する場合と出奔届だけですませる場合とが区別できる。五カ年所根限証文は享保く寛保に三例がみられるが、これは離村者の親(『願人』)、親類、五人組、村役人が連署して領主へさし出す文書であり、内容は

離村者に対し五カ年をかぎつて親族や村から一切の関係を絶つが、無事に奉公がすめば帰村を許可するというものである。^④それが宝暦頃になると無届離村の一々に所根限の処置はとらなくなり、村方でゆくえをたづねたがわからないという届出だけですませている。第

8表中「出奔届」とあるのがその例である。^⑤なお無届離村者『出奔人は普通二／三年のちには村へ帰つてくるようであるが、そのばあいは、まず近くの村にいる親類・縁者の所へ一旦身を寄せ、帰村の意志を村方へ伝え、村方では離村期間中不都合のなかつたことを確かめたるうえで、親(『願人』)、村役人から領主へ帰村させたき旨を願い出る形式をとっている。^⑥当時の出稼ぎは一般にこうした手続きをとつておこなわれていたと思われる(なお第8表第6、10、20、26例は特殊例である)。これに対して領主の規定にしたがつて事前に離村の許可を願っているのは座頭・盲人の鍼治稽古(第10例)とか

身体虚弱で農作業にたえられない(第20例)とかいった、それ相当の理由がある場合と、後述の第27、28例だけである。

こうした農民の離村現象は一般に貧窮にもとづくものであるが、それは領主によつて離村『離農の理由とはみとめられなかつたため出奔の形式をとると考えられる。そして離村現象が多くなるにつれて領主の取り締りもきびしくなる。

寛政六年正月廿八日の高田藩領奉行の触書(『頭城郡誌稿案』所収)のなかに人返しを命じた次の文言がみられる。

一、近年親子兄弟等をも捨置風と出致候者多相見候、尤渡世送兼候々居村を離れ候哉ニも候得共、老人子供を捨置候段不埒至極ニ候間早速呼戻し可申、其上ニ而。村方へ立帰不申候へ、猶又

名前相届可申候

領主は「風と出」『出奔が最近多くみられるのは農民の貧窮にもとづく現象であることを認めているが、その救済策は示していない。領主の考えでは「都而近年於御領中村々小百姓共之内心得違ヲ以農業稼致等閑ニ候々事起」(文化四年触書『後掲])と、農業に精を出しさえすれば出稼ぎなどの必要はないというのである。だから領主はもつぱら離村・離農をきびしくとりしめる。しかしたとえば第8表第24例の天明八年七月の願書は、岩手村の冬蔵という者がこの年の六月にすぐ帰村すると云い置いて江戸へ出かけたが、七月に親類

第9表 岩手村の人口推移

年 代 (年間)	村 人 数 年間平均	村人数 指数	男に男	
			ち、計 合する 率	の 比
天明5～寛政1(5)	157.2	100	50.7	%
寛政2～寛政6(5)	162.0	103	51.4	
寛政8～享和1(6)	171.3	109	50.0	
文化2～文化4(3)	177.6	113	49.1	
文化12～文政5(6)	177.1	113	45.2	
天保9～天保14(6)	167.0	106	47.8	
弘化1～嘉永1(5)	176.8	112	47.5	
嘉永2～嘉永6(5)	182.4	116	47.3	
安政1～安政5(5)	171.6	109	48.5	
安政6～元治1(6)	153.3	98	48.4	
慶応2～明治4(6)	141.3	90	49.2	

備考. 1 史料. 岩手村五人組帳(文部省史料館佐藤家文書)。
 2 社人, エタをのぞく。
 3 男女合計とは村人数から禅門, 医師, 道心等を除いたもの。
 4 戸数は文化以降26戸, それ以前は25戸。

の善兵衛あてに手紙で「江戸馬喰町四丁目藤田屋六郎右エ門と申者ニ被召旅奉公稼仕度儀」を申してよこしたので、そのように許可願いたいというものであるが、興味をひくのはその余白に記されている奥文言である。

冬藏江戸出府願之儀ハ先御延引被成候而ハ如何可有御座哉、押懸面御願申上候而茂是又やかましく相成候而ハ[□]間敷奉存候、先[□]後出動之節御伺仕猶又御相談申上度候、夫迄御見合可被成候

(朱子)

「前書之通書付認大肝煎所迄相届候所半左衛門殿ハ奥文言之通延引之由被仰遣候、尤此願書ハ御上へハ指上不申候」

おしかけて願つてはかえつて領主の取りしまりが厳しくなるだろうとの配慮から、右の願書は大肝煎の所にぎりつぶされたわけであるが、こうした領主のとりしまりが、逆に農民の無届離村を促進しているともいえよう。

その後も出稼ぎはますます多くなる。第9表は岩手村五人組帳に記された在村人口の推移を五～六年ごとで機械的に区切つてしらべたものである。この人口変動には出生、結婚、死亡などの自然的変動もふくまれているが、同時に社会的変動としての出稼ぎのうちおそらく帳外者となつた者などもふくまれていると考えられる。この表はそのかぎりでは脱農化現象を反映しているといえる。さて天明から維新までのあいだにこの村の人口はかなり顕著な変化をみせている。天明から化政期にかけて人口は増加するが幕末期、とくに安政以降はいちぢるしい減少を示している。そのなかで男女比率は大体半々であつたものが文化期以降——正確には寛政一二年以降——男の比率がさがるのである。そして村人口が減少する安政期からは男女差はふたたび小さくなる傾向を示す。すなわち女子人数もまた急速に減少するのである。つまり一九世紀にはいると村人口は増加しながら男子数の相対的減少がはじまり、幕末になると女子もまた相

対的にも絶對的にも減少し、村人口は全体としていちぢるしく減少する。このことは一九世紀になると出稼ぎが男子労働力を主体として一般的になり、幕末もおしつまつた安政期以降はさらにいちぢるしく展開して女子労働力の放出も多くなつたことを示していると考えられる。こうした出稼ぎの展開の具体的結果がさきにみた明治五年岩手村の存在形態なのである。

こうして出稼ぎは一九世紀にはいると一般的に展開すると思われながら、この頃になると出稼人が手に職をもつようになり、また村のなかでも職人が増加するという新しい傾向がうまれる。文化四年に高田藩領奉行から発せられた触書は農民の脱農化現象が、①欠落、②職人的出稼ぎ、③在村職人化の三つの面で増加していることを指摘し、その取りしまり強化を命じている。なお、ここで領主は農民の脱農化は農業をなおざりにしたためであると考えている（高田市立図書館加藤家文書「文化四年御用留帳」）。

覚

都而近年於御領中村々小百姓共之内心得違ヲ以農業稼致等閑ニ候
カ事起、自然と家内不相続成行家出候族有之旨、あるひ百姓
第一之農業ハ家内之者江打まかせ百姓ニ不似職分ヲ申立組合村役
人等江茂不相届他国江罷出候族も教多有之旨粗相聞以手外不培ニ
候、且近年村々ニおゐて大工木挽其外職人多出来候儀全ク百姓之

業ヲ失ひ候カ事起り候、以来共不得止右様ニ成行候得者後々ハ御
田相続致候者減少ニおよび自然と手余地等茂出来候事ニ茂陥り恐
入候事共ニ付以来左之通申渡候事

一、村々ニおゐて無謂家出等致候者有之ニおゐてハ時日ヲ不移其
村役人カ当役所江可申出候、役人指出シ見当り次第召捕吟味之
上其次第二より急度仕置可申付候、勿論右様之儀無之様組合限
り相互ニ可致吟味候事、不吟味ニ致置候ハ、其組合之者共可為
越度事

一、旅出屋根茸之外諸職ニ事寄罷りニ他国江罷出候族有之ニおゐ
てハ召捕吟味之上急度仕置可申付候、尤右様之義者組合之者共
相互ニ吟味いたし村役人共等閑ニ致置候儀勿論無之義ニ候得共、
組合村役人之目を免ひ罷出候族も有之哉ニ相聞候間、以来右様
者有之候ハ、譬ヒ罷出跡ニ而茂組合之内カ早速村役人江可届候、
万一組合之者心得違ヲ以等閑ニ致置候ハ、其組合可為越度事、
勿論村役人共之上ニ而宅村限り之義折々家別ニ仲使等相廻シ候
歟又々ある時ハ自身相廻り嚴重吟味いたし右様之儀無之様取斗
可申候、万一村役人共等閑ニいたし置隣村役人等カ申出候ハ、
其村役人急度答メ可申付候事

一、向後村々ニおゐて大工木挽鍛治屋根茸紺屋職等願出候共容易
ニ不申付候、右之趣村役人共兼而令承知能々吟味之上不得止事

分者格別狼りニ為願申間敬候事、将又大工木挽等無札ニて渡世ニ致候族有之候ハ、村役人共吟味之上可申出候、勿論札改之者折々指出候得共猶又村役人共之上ニて無油断心附可申事

右件々組々大肝煎始村役人とも令承知村々小百姓共心得違無之様精々申渡せ組限受書取之可指出候、右ヶ条書之趣承知之上村役人共等閑之儀も有之候ハ、吟味之上急度可申付候間心得違無之様取斗可申候、以上

正月十九日

領奉行所 印

別紙書付之趣面々令承知組下村々村役人共ハ不及申一統不洩様可申渡心得違無之様取斗可申候、以上

正月十九日

関十右 印

(樋場組、稲田組、門田組、水吉組大肝煎宛)

なお文政五年に、もう一度この法令の趣旨を徹底させるために、小前百姓連判の請書と一五歳以上六〇歳までの人別書上をさし出すよう命じている(文部省史料館岩手村佐藤家文書)。

欠落、出稼ぎについてはすでにみてきたが在村する職人、商人についてかんたんにのべておこう。岩手村などでは農村内部に農業以外の職業は展開しないが、都市近郊農村では幕末期になるとある程度まで諸商人、職人が存在している。高田の東方、関川をへだてた平野中央部の樋場組村々について天保一三年値下げ令に際しての諸

商人職人売買書上帳類(高田市立図書館加藤家文書)をみると、上新町村一九人、中村新田三人、下富川村七人、下稲田村一人、藤野新田村七人、鴨島村六人、子安村四人、合計七カ村四七人の商人、職人が書上げられており、職種では屋根葺一〇人、籠振・見世売などの小商人八人、揚酒屋・茶屋五人、紺屋、糺屋、材木屋、木挽各三人、酒造、鍛冶、大工、桶屋各二人、鍬柄屋、小間物屋、綿打、傘屋各一人となつている。人数もとくに多くはなく業種も決して多彩ではないが、屋根葺、大工、木挽職人の存在がさきの触書に関連して注意をひくほか、揚酒屋、茶屋、また行商、店売りの小商人の存在は農民の日常生活への商品経済の浸透の一端を示しているといえよう。また右の諸職業者は一方で農耕もいとなんでいる。たとえば上新町村の一九人を見ると耕作地を記入してないのは揚酒屋一人で、耕作地一〇〇束刈に満たないのは三人(桶屋、綿打、出商人各一)である。また持高では鍛冶屋二人と紺屋一人が八石〜二九石を持ち、あとは三石未満の高持一人、無高五人となつており、したがつて鍛冶、紺屋以外の諸商人、職人は請作(小作)地を耕作している。つまり農工分離の不十分ななかで一般の小商人、職人は小作人である。さきの文化四年の触書は、欠落、出稼ぎとともに農村内におけるこうした小作人の余業の展開に対して規制をくわえたものであると考えられる。

こうして、頸城地方ではおそくとも享保期に出稼ぎが発生しており、それは地主手作り経営段階における農民層分解のなかで米作単作農村内で働らく手だてをうしなつた土地喪失農民が、貧窮から脱するため開拓した新しい労働の分野であつた。それは領主のきびしい統制をうけて不法行為として展開するが、一九世紀にはいる頃にはかなり広汎にみられるようになったと考えられる。その頃には職人的技術を身につけて出稼ぎに行くものも多かつたようであり、さらに幕末期もおしつまる頃には女子の出稼ぎも多くなる傾向がみられる。なお農村内で小商人、職人として農間余業に従事する者もふえたが、それは都市近郊などに特徴的な現象であつたようである。

ところで、この地方では大体一八、一九世紀の交わりの頃に農業生産形態が地主手作りから地主・小作関係へ転換するのであるが、つぎに出稼ぎの発展を寄生地主制段階の成立との関係に焦点を合せて考えることにしよう。

付記 『頸城郡誌草案』にも記しているように頸城地方では柿崎町周辺が古くから出稼ぎのさかんなところであつたが、ここでは特殊な事情にもとずいて出稼ぎが發展した。柿崎の江戸時代は貧窮の歴史でつづられる。戦国期柿崎和泉守の城下町としてさかえたこの町は同氏が上杉氏にしたがつて会津へ去つて以後、城は廢絶し町家は衰微減少した。そして文化六年村替へによつて高田藩

領となるや直江津保護策の犠牲となつて湊としての機能は停止された。そのため入荷品を近在へ行商していた小商人もふくめて町全体が極度の窮乏におちいるのである。その事情は文政四年の柿崎荷揚場開設歎願書(『柿崎町史』四六四～六頁)からうかがうことができ、それが関東稼ぎの發展の原因として指摘されている。

〔諸荷物の入荷不足と柏崎商人の入り込みおよび近年の不漁のため〕自然と村柄衰ひ二十四五年以来より追々村中大勢之者関東辺へ奉公に罷出、四月末より五月初之間土地相応之商ひ魚漁有之八月末迄少分之磯魚等仕候ニ付、九月末より翌二月頃迄銘々奉公口罷越、尤三月中頃迄に大方不残帰国仕田畑仕付并魚網商ひ之用意に取掛り候得者、近年右之通りに相成候事全く渡世難儀仕候為に御座候。文政四年から「二十四五年以前」は寛政末年にあたり、柿崎の出稼ぎは文化村替え以前からおいおい發生していたことがわかるが、これは柿崎周辺の農村地域(岩手村もふくまれる)での出稼ぎの展開のなかで柿崎の貧民たちが参加するようになったものといえよう。また明治三年の市場開設願書(『柿崎町史』三七五～六頁)に「往古より百姓過半関東辺へ酒造出稼或は半季奉公に罷出、送り金を以て相続仕来候処」とあるように幕末期の柿崎は頸城杜氏の中心地として知られていた。酒造稼ぎはたんに出稼ぎだけではなくみずから他国で酒屋を経営するものも多かつた。

「柿崎町史」は天保八年柿崎出身の関東酒造業者の主なるものとして上州五人、佐野方面二人、秩父三人をあげ、その後年々増加して安政期には「出店」（酒造配ヶ株所有者）一五〇軒、奉公人およそ一千人に達したと記している。

B 出稼ぎの一般的形成がはじまり、農閑余業もいくらか展開するようになる一八、一九世紀の交わりの頃は、この地方の農業生産形態が地主手作り段階から寄生地主制段階へ推転する時期である。それは地主の手作り地が縮少されて小作地として一般農民に貸付けられることを最大の指標とするが、たとえば岩手村佐藤家の場合、手作り地の穫稲数は文化五年までは平均四千束弱で、凶作年でも三千五百束を下まわることとはめつたになかったが、文政元年には二一七束となつており、以後の年でも一千束をこえることはほとんどない。そして同家の奉公人の数も文化五年までは一四〜二〇人ほどみられるのに、文化一三年以降は二〜六人に減つている（文部省史料館佐藤家文書「万書留帳」）。このことから、佐藤家は文化六年から一三年のあいだに手作り経営を極端に縮少したことがわかる。また同平野部の下増田新田平石家は当時二〇〜三〇町歩を所有する地主であるが、寛延二年の手作り地二町六畝余が天明八年には三反二畝に減つており、この場合は一八世紀後期にすでに寄生地主化していることがわかる（新潟大学高田分校平石家文書「田畑入立帳」「小作

人別取立帳」）。

こうした寄生地主制段階の成立の事情については一八世紀後期の長岡領の場合を記したと推測される『粒々辛苦録』（『日本農民史料聚粹』第四巻所収）がある。この農書では当時改良農具の導入と金肥の部分的使用を語り、その需要が増大するにつれて次第に高値になつてきたことをのべ、そのなかで地主は手作りするより小作に預けた方が作徳が多くなり、小作人は農業の余暇に駄賃稼、日雇、半季奉公その他の仕事に出て金銭を稼いでいることを指摘している。

寄生地主化についてはつぎのように記している。「田地多く持たる百姓人を抱て手作し、又小作人に預け、取る所の作徳を較べ見るに手作方遙に劣りて損成る故世上皆小作人に預る事に成りしなり、扱小作人も預り作りて益少しと雖も其所に生れて田地も持たざれば外に稼もなく身の油を絞り自身の骨に代て人に遣はるゝ者の一倍余も作り肥しを辛苦して取り、其作徳を以て漸々渡世するなり」。地主手作り段階の止揚は、農具、肥料などにおける技術的進歩のなかで小作人が一倍辛苦して働らき、何とか小作料にみあう余剰生産物を生産できるようになつたことを基礎としているが、日常生活だけでなく生産過程へも商品貨幣経済が入り込んできたこの段階では小作人もふくめて一般農民は農閑余業に従事して貨幣を取得している。「二月の間は、百姓の少暇ある時なれば関東筋にては馬ある者は所

々へ出駄賃を取り、馬なき者は商事又は日雇を取り、又鍬鎌鉈馬鎌荷鞍の諸道具用意に配るなり」、また「(十一月に至れば) 国所々其所の地の利により其者相応の商事をし、又は己れ己れが身にある所の所作をして^(世力)出問へ出て稼ぎ、或は半季奉公に出て金を取り又は日雇に出る者もあり、皆年貢諸役又は宿賃店賃地代小作年貢年中の買掛借金諸私家の衣服等の用意に心を尽すなり」。再生産の最低限の近くで成立している小作経営は、こうした諸種の農間余業からの収入によつてささえられており、米納小作料のもとでこうした貨幣収入によつてなり立つているのである。つまり小作制は一定度の生産力の発達とそれにつれて浸透した農民的商品経済を前提として始めて成立しており、小作人は他方で賃雇、職人、小商人であつた。これを出稼ぎその他の農間余業からいえば、それは寄生地主制成立の段階にいたつて一般的に展開しうる一定の基礎を得たと考えることができる。

このように農民の脱農化現象は地主手作り経営段階の農民層分解のなかで発生、展開し、寄生地主制段階になつて広汎に形成するのであるが、出稼ぎは農工分離が不完全なままで農間余業の一特殊形態として農業と不可分に結びついている。その関係をみるために、まず安永六年に川浦代官所から出された出稼ぎ制限令を引用しよう

〔『中頭城郡誌』第一卷四六八頁。〕

近年在方村々之者共耕作を等閑に致却て困窮等之儀申立稼に出候者多、所持の田畑を荒し置候類有之由相聞不埒之至りニ候、以来村高人別割合何人迄之奉公に出候而も残人数ニ而耕作ハ勿論村方之差支無之候哉否村役人共相糺、実ニ無抱子細にて奉公に出度旨相願候者共有之候へ、右割合之人数迄ニ村役人共承り届年季限り奉公に出し候様可致候(以下略之)

なによりも田畑を荒さないことを第一にして、やむをえない出稼ぎでもその限度内でのみ許可するよう指示している。おそらくこれが出稼ぎに対する領主の原則的規制であると思われるが、地主手作り段階と寄生地主制段階では出稼ぎと農業との関係はいくらちがうと考えられる。そこで、まず地主手作り段階における安永四年の荒井代官所領郡中惣代の歎願書をみよう(『中頭城郡誌』第四卷一八〇五―六頁あるいは『柿崎町史』七五―六頁)。

乍恐以書付奉願上候

一、当御代官所頭城郡村々百姓子共相抱候下人共、近年我儘ニ江戸表又ハ関東辺江罷越農業営中之時節主人ハ迷惑為致、右之通り親類村役人江も相違不申他國へ罷出候儀ニ付自然と人少罷成開作差支ニ相成手餘地に可相成、第一農業専一之砌逃走候ニ付家業にも指障り且又村役人へ相違不申他國へ罷出候義ハ我儘至極急度可相糺候得共村々仕藩に罷成難差止、乍恐御威光を以御

差止被下候様仕度奉願上候間、右之段御聞濟被成下村々一同右之趣被仰渡承知之旨総連判御請書指上候様被仰付被下置候へ、難有奉存候、依之郡中総代として私共連判以書付奉願上候、
以上

安永四年未正月

荒井

御役所

郡中惣代 印

安永期には出稼きは「村々仕癖に罷成」り、村役人の権力ではとどめがたく、ついに領主権力の「御威光を以御差止被下候様」に願うほど発展しているが、領主はこれをうけて早速触状を廻して無届の他国奉公を禁じ、請書を提出させている(『中頭城郡誌』第四卷一八〇三〜四頁)。なお右の願書は地主手作り経営の「下人」労働力が出稼きによつて不足してきたことをのべているが、岩手村佐藤家の手作り縮少直前(一九世紀初頭)の雇傭労働力は普通には年季奉公人で、なかには「半人勤」という月に一五日の割で奉公する者や「月に五日勤」「二十日勤」あるいは「五日抜」と記される短期奉公人または断続的な奉公人、いわゆる「日割奉公人」もいたことが知られる(文部省史料館佐藤家文書「万書留帳」)。この例はすでに「下人」―奉公人―の状況を示すものであろうが、このようにまぢまちな奉公期間は手作り経営にとつて時に労働力不足を生じて不都合なものであつたらうし、また奉公人の不足は給料の値上げをも

たらしたであらう。

さて、つぎに寄生地主制がすでに成立した時期の天保一二年関東稼ぎ願一札(第8表第28例)をみよう。

以書附奉願上候

高畑組岩手村

澁左衛門
甚左衛門

同人
鉄五郎

同人
民子

九右衛門
留五郎

吉兵衛
才吉

米吉
栄蔵

弥八郎
留六

右者近年関東稼流行致重年候もの又者時節後れニ帰国いたし候者等有之、其上外国之悪風俗ヲ学ひ頭立候者は異見等も致候へ共不入聞、且又農業をきらい百姓ニ有間敷余業等いたし候者間々有之ニ付、村々ニおゐて上田畑等有之由被及御聞此度関東稼皆御差留被仰付承知奉畏候得共、貧窮之私共ニ候へハ冬中農業の手透ニ関東稼仕御上納助ニも致度間御聞濟被下置候上者米卯之二月限り帰国可仕候、若相背候へ、何様ニも可被仰立候、且又先々ニおゐて何様之悪事等仕出候とも村方ハ不及申村役人中ニも決而御難趣相懸申間敷候、依之親組合連印一札差上申処如件

天保十二年

十月十日

高畑組
岩手村
清左衛門子
甚左衛門
(他八名連名略之)

村役中

(親組合一五名連名略之)

文頭の七名の出稼人が文尾では九名になつてゐるのは控の文書だから不完全なままなのであろうが、ともかく近年「流行」してゐる関東稼ぎは冬季かぎりの半季奉公だけでなく、重年におよぶ者や農耕の時節におくれて帰る者があり、しかも他国の悪習にそまり村の長老の意見もきかず農業をきらつて余業に走る傾向がある。その結果村々に「上田畑」手余り地が生じてゐる。出稼ぎの発展は重大な農村社会問題になつてゐる。こうして「此度関東稼皆御差留」という非常措置がとられるにいたつた。この一札は宛名と内容からわかるように村役人へ出されたものであるから、この措置は領主ではなく村役人層（地主層）がとつたものと思われるが、しかし冬季出稼ぎはこのように親組合連判の一札をとつて許可してゐるのである。また領主の触書の廻つた文政五年にも岩手村五兵衛他三名のものが「来末二月彼岸を限り右之者帰国為仕農業相働可申候」と一札を入れて半季奉公に出ている（第8表第27例）。寄生地主制下の農業にとつて来春農耕のはじまる時節におくれないければ、冬季農閑期だけ

の出稼ぎなら許可されており、また取りしまりが厳しいにもかかわらず願ひ出ているのである。またここで手余り地を生ずるにいたつて事実上さしとめられた関東稼ぎは、農業過剰人口以上の、重年におよんだり時節おくれに帰る種類のものであるが、同じ重年におよぶ出稼ぎでも、耕作にさしかえないかぎりでは離村はみとめられるであろうし、またそうした過剰人口は農村内に滞留しなかつたであろう。だから右の例は出稼ぎの発展のなかで、それらが放出されつくりたいうえでの問題として生じていると考えられる。

ところで地主手作り経営にあつては、出稼ぎによる奉公人の払底および雇傭期間の短期化ないし断続化は、その比較的大規模な経営維持の直接的障害であつたろうし、冬季農閑期にも一定の雇傭労働力を保持する必要があつたであろうから半季奉公の許容度も寄生地主よりせまかつたと考えられる。また奉公人の不足が奉公人給銀の値上りを助長するものであつたことも容易に想像される。これに対して寄生地主は、小作人に経営を一任し小作料收取（および時にはいくらかの無償労働の確保）を要求するだけの関係からして、出稼ぎとの矛盾・対立は手作り経営の場合ほど直接的ではなく、むしろ小作人の出稼ぎによる貨幣取得は地主の高率小作料收取を可能ならしめる一要因とも考えられよう。したがつて寄生地主制の方が地主手作り経営より出稼ぎに対する適応度の高い農業経営形態であると考

えられる。こうして出稼ぎの一般的形成と時期を同じくして地主手作り経営段階から寄生地主制段階への転換がみられ、寄生地主制段階の成立によつて出稼ぎの一般的形成が可能になつたと考えることができる。

- ④ 質地騒動の農民の要求を示す史料として、享保七年十月の質置人よりの歎願書を引用する。「(質地に出した)右田地全く手前ニ無之相働可申方便曾て無御座候、当分飢命を送り申計の仕合ニ御座候故、乍此上以御慈悲右之質田地手前にて耕作支配等仕候様被成下候へ、右働を以借金元利御定め之通り済崩し急度相立一同田地ニ取付申候様ニ仕度奉願上候」。なお「享保七寅年質置人共質地の儀ニ付相談之筋」にもほぼ同様の趣旨の要求が記されている(『中頭城郡誌』第二巻九四四～五頁、あるいは『小作騒動に関する史料集』一一〇～一頁)。
- ⑤ 五カ年所根限証文の一例(第8表第2例)を掲げる。

差上申五ヶ年所根限之事

一、頭城郡下美守郷岩手村門左衛門子浅右エ門儀、身上不罷成候ニ付当二月江戸表江罷出商奉公仕候ニ付此度所根限仕候内何困ニ而何様之儀御座候共構無御座候、勿論五ヶ年過来ル午年迄先様ニ而悪事等茂不仕首尾能相勤罷歸居村住居仕度之旨相願候へ、様子弥合弥相違茂無御座候へ、御願申上御指図次第ニ可仕候、為後日五ヶ年所根限証文差上申候、以上

享保十九年 下美守郷岩手村 門左衛門(印)

- 御役所
- 親類 儀右衛門(印)
- 五人組 安兵衛(印)
- 同 勘右衛門(印)
- 組頭 仁兵衛(印)
- 同 安左衛門(印)
- 庄屋 友右衛門(印)
- 前書之通吟味仕相違無御座候、奉願候通五ヶ年所根限被仰付可被下候、以上
- ⑥ 出奔届の一例(第8表第9例)を掲げる。

以書付御断申上候

一、岩手組黒岩村左右衛門甥関右衛門儀、当正月廿九日夜風と宿を罷出何方へ参候哉行衛知不申ニ付、方々相尋候得共行衛相知不申、依之御注進申上候、以上

岩手組黒岩村 願人 李右衛門(印)

組頭 与五右衛門(印)

同 庄左衛門(印)

同 吉右衛門(印)

同 次左衛門(印)

同 庄屋 梶右衛門(印)

同 佐五右衛門(印)

- ⑦ 出奔人帰村願の一例(第8表第17例)を掲げる。

乍恐以書付奉願上候

一、岩手組狸平村甚五右衛門子甚七儀、寅二月風と出仕同寅三

月御注進申上候

右之者上州前橋御城下へ罷越奉公稼仕先方無滞相勤当七月申
横山村好身共方迄罷歸り当村へ立歸り住居仕度段相願申候ニ
付、先方之様子委細吟味仕候所奉公仕候内悪事等も不仕何之
指障り無御座候、依之狸平村へ呼戻住居為仕度奉願候、被仰
付被下置候者難有奉存候、以上

宝曆十年辰八月

岩手組狸平村

親願人 甚五右衛門(印)

組頭 甚右衛門(印)

同 四右衛門(印)

同 祐右衛門(印)

庄屋 七右衛門(印)

⑧ 第2表では明治五年戸籍人員一六〇人のうち四三人が離村し、のこり一七人が在村人口であるが、明治四年五人組帳では一三八人が記されている。在村人口に一年ちがいで二一人の差があるのは、一つには壬申戸籍作成に際してかなり厳密な調査がおこなわれたこともあるが、また当時の寄留・出稼人の全部が五人組帳で帳はずれになつていないためであろうと考えられる。つまり五人組帳による第9表では出稼人のうち帳はずれの者の変化だけがあらわれると考えられる。

四

新潟の頸城地方を例として出稼ぎ労働の明治初年の存在形態と近世後期における形成過程を、とくに農業構造との関係に重点をおい

て考察してきたのであるが、そこで考えたことをまとめておこう。

頸城地方は、米作単作地域として米作農業がほとんど唯一の産業であり、豪雪のなかの永い冬の農閑期をもっている地域である。その米作農業において一九世紀にはいる頃には寄生地主制が体制的に成立して、幕末・維新时期には地主と小作のほとんど全一的關係を特徴とする農業構造ができあがつていた。そのなかで小作人は家族労働による小規模な農業経営をいとなみ、物納小作料の存在によつて一般に農業面で商品貨幣市場からきりはなされがちであつた。そのため小作農民は、一方でその小さな経営規模にあまる労働力を農業外へ放出しなければならなかつた。小作人の耕作規模が小さいほど、また家族労働力が多いほど放出される余剰労働力数は多くなつている。他方では小作経営は、改良農具や金肥の使用によつて到達した一定の生産力水準を基礎にしてはじめて再生産が可能となつている経営であるから、本来そうした生産手段を購入するための農民的商品経済を前提としているわけであり、また米作に専業化したこの地域では米と少々の自給作物以外の日常生活必需品も購入しなければならなかつたであらう。

こうして小作経営における余剰労働力の放出とそれによる貨幣取得が必然化されており、その場はもちろんこの地域のその何十里もはなれた他国(ここでは関東地方など)にもとめられた。したが

つて農業余剩労働力の放出、脱農化は離村、出稼ぎ形態でおこなわれ、またそれによつて貨幣収入をはかるために出稼ぎは一時的・回帰的離村を本来の形態としていふと考へられる。とくにこの地域では農耕に支障をきたさない冬季農閑期の出稼ぎが特徴的に展開している。こうして農民は小作人として農業面で寄生地主制のもとに自給的経済を強いられており、同時に農業外で出稼ぎ労働者として商品貨幣市場に参加している。農工分離が不完全なままで小作経営と出稼ぎ労働とはなれがたく結合しているのである。これが頸城米作単作地域における幕末・維新期の農民層分解の特徴的形態であり、出稼ぎ労働という特殊な労働形態はこうした特殊な農民層分解形態のなかで特徴的に形成されているといえよう。もつとも出稼ぎ労働の発生は、頸城地方では一八世紀前期にあたる地主手作り経営段階の農民層分解のなかでみられ、かつ展開しているが、一般的に形成されるのは一九世紀にはいる頃からであり、寄生地主制の成立と時期を同じくしている。これは年季奉公人などの労働力を雇備する地主手作り経営形態にくらべて、小作農民に経営を一任し小作料收取だけを目的とする寄生地主制の経営形態の方が出稼ぎに対する適応度がより高いためであると考へられる。

しかし出稼ぎ労働は本来農工分離の不完全な段階における脱農民化の一特殊形態であり、なによりも農業面で支障をもたらさない限

度内で許容されるというせまい限界をもつた脱農化現象である。だから近世にあつては、たんに農民の土地緊縛の基本政策があるからでなく、手作り経営の奉公人が払底し、また寄生地主制のもとでも手余り地が生じたり農民が余業に走る傾向が生ずることからも、村役人(地主)や領主のきびしい規制がくわえられるのである。したがつて、そのなかで展開する農民の出稼ぎ労働は一般に不法行為としての欠落・出奔形式をとることになる。なお冬季だけの出稼ぎは幕末期には制限令や禁止令の出た年でもとくに許可されているが、これは農業労働力の不足、耕地の荒廢をもたらさないからであると思われる。

それでも出稼ぎは幕末・維新时期になるとかなりさかんになつていた。天保期には実際に手余り地が生じたところもあり、ごく幕末になると女子の出稼ぎも増加している。とくにさかんなところでは男女とも一五、六歳になれば出稼ぎに行くのが当然のように考へられていた。しかしこうした多数の出稼ぎ労働力、農業余剩労働力は、たとえば地主が在村労働力一人当り一反歩、自作農民が一反五畝たがやすところを小作農民は二反歩もたがやすことによつて生みだされたものであることを注意しなければならない。なお、出稼ぎ労働を担当するのは二、三男・娘(兄弟姉妹・叔父叔母もふくめて)で、とくに青年層に多かつた。かれらは壮年期にはいるとおそらく出稼

ぎ先などで職を得て独立すると思われる。戸主や長男の出稼ぎもみられるが、かれらは自己の農業経営をまもるものとしていずれば村するのがつねであつた。出稼ぎは小作農家の二、三男問題である。

ところで出稼ぎの職種は比較的単純な労働が多かつたであらうが、一般的形成期になると職人的技術をとまなう労働に従事するものが多くなり、「村」や「郷」によつて技術的職種に地域的特徴を示しているようである。ただしこの点の考察は不十分にしかできなかつた。また出稼ぎ先における労働諸条件などについてもわれわれの史料では不明であり、出稼ぎ労働自体のこうした内容的・質的検討は今後にのこされた問題である。

執筆者紹介

牧 健 二 龍谷大学教授

小野 和子 京都大学助手

松浦道一 広島大学助教授

高沢裕一 京都大学研修員

三浦圭一 京都大学研修員

喜舎場永珣 石垣市在住郷土史家

三島 格 熊本県荒尾第二中学校勤務

酒井 一 京都大学研修員

彌波 護 京都大学大学院学生

なお、前号「瀬原義生 立命館大学講師」は「立命館大学助教授」の誤りでした。

ment, giving a strong impression that it had a riotous character, came to get no more support of the influential, and it turned into an underground movement. And herein we can find one of the reasons why the continued course of the doctrinal reform since Wyclif was held up as early as then in England.

The Emigrant Labour and the Tenant Farmer

—with special reference to *Kubiki* plain *Niigata*
prefecture 新潟県頸城地方—

by

Yûichi Takazawa

This article concretely explains the existence of emigrant labor and its combination with tenant farming in the late Shogunate and early *Meiji* 明治 periods, as a materical of the *Kubiki* 頸城 plain in *Niigata* 新潟.

This *Kubiki* plain is a single-crop area of rice having no important industry and long winter covered with a heavy snowfall, where the parasitic landlord system was formed and emigrant labor was also early generalized under the strict regulation of lords about the early nineteenth century.

This emigrant labor was brought only from tenant farming; a tenant farmer not only operated his small farm but carried out decrease of living subsistence and increase of monetary income by discharging surplus labor power such as the second and the third sons to the *Kantô* 関東 area and others as an emigrant.

Emigrant labor, under the special conditions of ringle-crop of rice, small scale of farming, and payment of rent in kind, is that special labor form except farming which is inseparably related to farming.